

区分	障害の程度	特別に措置する事項
視覚障害	<p>両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.04以下の者</p> <p>両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上の者</p>	<p>点字による出題及び解答</p> <p>一次試験 点訳になじまない問題の代替問題による出題 試験時間延長(点字による出題及び解答を選択した場合)</p> <p>一次試験 外国語科目40分の延長(2時間40分) 一般教育科目80分の延長(5時間20分)</p> <p>二次試験</p> <p>短答式試験 210分の延長(7時間) ただし、試験開始から3時間30分後において、15分の休憩時間をとる。</p> <p>論文式試験 1科目40分の延長(2時間40分)</p> <p>点字司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】</p>
	<p>良い方の眼の視力が0.15以下の者</p> <p>両眼の視野が10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者</p>	<p>試験時間延長</p> <p>一次試験 外国語科目20分の延長(2時間20分) 一般教育科目40分の延長(4時間40分)</p> <p>短答式試験 105分の延長(5時間15分)</p> <p>論文式試験 1科目20分の延長(2時間20分)</p> <p>拡大した問題集の配布(文字フォントはゴシック体)</p> <p>拡大した答案用紙の配布</p> <p>拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】</p> <p>文字式解答【短答式試験】</p>
	<p>一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.60以下の者</p>	<p>拡大した問題集の配布(文字フォントはゴシック体)</p> <p>拡大した答案用紙の配布</p> <p>拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】</p> <p>文字式解答【短答式試験】</p>
	<p>上記区分以外の視覚障害を有する者</p>	<p>拡大した問題集の配布(文字フォントはゴシック体)</p> <p>拡大した答案用紙の配布</p> <p>拡大した司法試験用法文の貸与【論文式試験及び口述試験】</p>
聴覚障害	<p>両耳の聴力レベルが70デシベル以上の者(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)</p> <p>一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の者</p>	<p>筆談による発問及び解答【口述試験】</p>
音声・言語機能障害	<p>音声・言語機能を喪失した者</p> <p>音声・言語機能障害が著しい者</p>	<p>筆談による解答【口述試験】</p>

区 分	障 害 の 程 度	特 別 に 措 置 す る 事 項
肢 体	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、 筆記による解答が不可能な上に、発音に障 害を有するため、意思伝達に著しく時間を 要するもの	代筆者の配置【第一次試験及び短答式試験】もしくはワー ドプロセッサの使用 試験時間延長（代筆の場合のみ） 一次試験 外国語科目 40分の延長（2時間40分） 一般教育科目 80分の延長（5時間20分） 短答式試験 30分の延長（4時間）
	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、 筆記による解答が不可能なもの	代筆者の配置【第一次試験及び短答式試験】もしくはワー ドプロセッサの使用
不 自 由	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、 健常者に比し筆記速度が著しく遅いもの	試験時間延長 一次試験 外国語科目 20分の延長（2時間20分） 一般教育科目 40分の延長（4時間40分） 短答式試験 30分の延長（4時間00分） 論文式試験 1科目 20分の延長（2時間20分） 拡大した答案用紙の配布 文字式解答【短答式試験】
	体幹又は上肢の機能障害を有する者で、 指定した方法による解答が困難なもの	拡大した答案用紙の配布 文字式解答【短答式試験】

ワードプロセッサの使用については、審査の上、使用方法を制限することがあります。
上記基準に該当しない特別措置については、個別に審査を行います。